**ふたば子育て支援センター運営規程**

（施設設置の目的）

第１条　ふたば子育て支援センター（以下「支援センター」という。）は、学校

法人双葉学園が運営する幼保連携型認定こども園で実施する「子育て支援事

業」の一環として、地域における子育て家庭等を対象とした子育て支援サービ

スを提供することを目的とする。

　（名称及び所在地）

第２条　支援センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　ふたば子育て支援センター「にこにこ」

（２）　所在地　湯沢市表町四丁目５番２３号

　（施設の管理）

第３条　支援センターの円滑な管理・運営を行うため管理責任者を置く。

２　管理責任者は、学校法人双葉学園の理事長が任命する。

　（利用対象者）

第４条　支援センターが提供する支援サービスの対象者は、次のとおりとする。（１）　市内に居住する子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む。以

下同じ）の未就園児及びその家族であって、支援センターの利用者台帳

に登録された者（以下「会員」という。）

（２）　市内で活動する子育てサークル等であって、前条で規定する支援セン

ター管理責任者の承認を受けて子育て支援サービスの提供を行う団体

（３）　前各号に掲げるもののほか、管理責任者が支援センターの利用を適当

と認めた者

　（利用の制限）

第５条　支援センターは、次に掲げるいずれかに該当する場合、その利用を拒む

ことができる。

　（１）　支援センターを利用する者(以下「利用者」という。)が他人に危害を

を及ぼし、又は迷惑になるおそれがあるとき

（２）　利用者が支援センターの施設又は設備を汚損し、破損、又は滅失さ

せるおそれがあるとき

（３）　利用者が支援センターの管理運営上支障がある行為を行うおそれが

あるとき

（４）　利用者が支援センターの管理運営上必要な指示に従わないとき。

　（５）　施設の利用可能人員を著しく超えるなど、未就園児の安全な活動に

支障をきたすおそれがあるとき

（６）　前各号に掲げるもののほか、管理者が支援センターの施設若しくは

設備を利用することを不適当と認めるとき

（開園日及び開設時間）

第６条　支援センターの開園日及び開園時間は、次のとおりとする。

（１）　開園日　　毎週の火曜日から土曜日

（２）　開設時間　　午前９時～午後４時３０分

　（休園日）

第７条　支援センターの休園日は、次のとおりとする。

　（１）　毎週の月曜日及び日曜日

　（２）　国民の祝日に関する法律に規定する休日

　（３）　年末・年始（１２月３０日から翌年の１月３日まで）

（４）　風水害等の緊急災害発生の恐れがある場合

（職員及び職務の内容）

第８条　支援センターの運営にあたる職員及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）　保育教諭（子育て支援専門員）

　　　　　子育て支援専門員は、利用者への適切な支援サービスの提供と設備及び備品等の安全管理を行う。

（２）　子育て支援補助員

子育て支援補助員は、子育て支援専門員の補助を行う。

（支援の内容）

第９条　支援センターが提供する「子育て支援事業」の内容は、次のとおりとす

る。

（１）　一時預かり事業（一般型）

（２）　保護者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行う事業

　　　①　親子の集いの広場事業（にこにこ広場・親子ふれあい遊び）

　　　②　教育・保育相談事業（子育て相談）

　　　③　育児支援活動事業（親支援教育プログラム・絵本貸出）

　（３）　地域の子育てサークル等の育成・活動支援事業

　　　　①　子育てサークル等が行う活動への施設・設備の提供

（４）　その他任意事業

　　　①季節に応じたイベント企画事業等

（利用料）

第１０条　前条第１項の第２号から第４号に掲げる「子育て支援事業」の利用料は、原則として無料とする。

２　前条第１項第３号に掲げる「子育て支援事業」であって、会議室を占用する場合は、その使用目的に応じて1時間につき３００円の利用料を利用団体から徴収することができる。

３　前条第１項第４号に掲げる「子育て支援事業」であって、その利用者に対し

て特定の便益を提供する場合は、それに要した経費の範囲内で実費費用分を

利用者に求めることができる。

４　前条第１項第１号に掲げる一時預かり事業（一般型）の利用料は、預かり保

育（一時預かり事業一般型）実施要綱で定める額とする。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　現に支援サービスの提供中に利用者の健康状態の急変、事故の発生、

その他緊急事態が生じたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

２　支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償

を速やかに行う。

（非常災害の対策）

第１２条　非常災害に備えて、消防計画並びに非常災害対応計画等を作成し、防

火管理者又は火気・消防、非常災害対応等についての責任者を定め、適切な時

期に避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１３条　支援センターは、利用する乳幼児等の人権擁護・虐待防止等のため次

の措置を講ずるものとする。

（１）　人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

（２）　職員による利用する乳幼児に対する虐待等の行為の禁止

（３）　虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

（個人情報の保護）

第１４条　支援センターは、その業務上知り得た利用者の個人情報の取扱いについて、学校法人双葉学園個人情報保護規程に即して適正に取扱うものとする。

　附　則

この規程は、平成３０年１２月１８日から施行する。

　附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

　附　則

この規程は、令和４年７月１日から施行する。